

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	【滞納管理台帳ファイル】 Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 7. 特定個人情報の保管・消 去 リスク1: 特定個人情報の漏 えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的多作	【事前の手続き等】 (略)	【システム以外】 ①(略) ②認定委託先事業者ではサーバ及び付帯機器 上で保管しており、保管場所への立ち入り制 限・アクセス制限についても「Ⅱ ファイルの概 要」の「6. 特定個人情報の保管・消去」に記 載したとおり厳格に行っている。	事前	重要な変更
	【滞納管理台帳ファイル】 Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 7. 特定個人情報の保管・消 去 リスク2: 特定個人情報が古い 情報のまま保管され続ける リスク リスクに対する措置の内容	【事前の手続き等】 ①(略) 【システム】 ①収納支援…(略) ②システム保守担当者がバックアップデータを 日次で取得するための手順を定めている。(シ ステムトラブル等によりデータリストアの必要 性が生じても、1営業日前の情報に戻すこと が可能である。 ③納付交渉や財産調査のために帳票の出力記 録は、自動で日時を取得し、随時追加されて いく。	【システム以外】 ①(略) ②システム保守担当者がバックアップデータを 日次で取得するための手順を定め実施してい る。(システムトラブル等によりデータリストア の必要性が生じても、1営業日前の情報に戻 すことが可能である。 ③納付交渉や財産調査のために帳票の出力記 録は、自動で日時を取得し、随時追加されて いく。 ④eLTAXシステムで受信したデータを定期的 に出力し、最新の内容に更新するようスケジ ュール管理している。 【区民情報システム(滞納)等】 ①収納支援…(略) 【eLTAXシステム】 ①保存年限に到達したものから、廃棄の可否 を判断し、課税資料を廃棄(ディスクから削 除)する。	事前	重要な変更
	【滞納管理台帳ファイル】 Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 7. 特定個人情報の保管・消 去 リスク3: 特定個人情報が消 去されずいつまでも存在す るリスク 消去手順 手順の内容	【事前の手続き等】 ①基準に…(略) 【システム】 ①個人住民税、軽自動車税の徴収権は5年 であるが、滞納者の時効中断等によりこれ を超過する必要があるため、徴収後、不能 欠損後5年を経過したデータについて、手 動によるデータ削除を行う。	【システム以外】 ①基準に…(略) ②個人住民税、軽自動車税の徴収権は5年 であるが、滞納者の時効中断等によりこれ を超過する必要があるため、徴収後、不能 欠損後5年を経過したデータについて、手 動によるデータ削除を行う。 ③審査システム(eLTAX)及び国税連携シ ステム(eLTAX)のデータは、税務システ ムへの連携が終了し、税額の決定を行う などした結果、保管の必要がなくなった ときに削除権限を有する課税課職員が手 作業でデータを消去する。 【各システム共通】 ①保存年限に到達したものから、廃棄の 可否を判断し、課税資料を廃棄(ディス クから削除)する。	事後	重要な変更にあたら ない(評価書中の文言を統一)
	Ⅳその他のリスク対策 各項目共通	2. 個人住民税課税台帳ファイル(eLTAX)	※eLTAXシステム上の特定個人情報	事後	重要な変更にあたら ない(評価書中の文言を統一)
	Ⅴ開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 ④個人情報ファイル簿の公表	1. 個人住民税課税台帳ファイル、2. 個人住 民税課税台帳ファイル(eLTAX)、3. 軽自動車 管理台帳ファイル、4. 臨時運行許可台帳 ファイル…	1. 個人住民税課税台帳ファイル、2. 軽自動車 管理台帳ファイル、3. 臨時運行許可台帳 ファイル… 以降、項番ずれ	事後	その他の項目の変更で あり事前の提出・公表が義務付け られない。
	Ⅴ開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問い合わせ	〒144-8621 大田区蒲田5-13-14 ・区民部 課税課 電話:03-5744-1193: (「Ⅰ.3特定個人情報ファイル」欄の1. 個人 住民税課税台帳ファイル、2. 個人住民税 課税台帳ファイル(eLTAX)、3. 軽自動車 管理台帳ファイル) ・区民部 納税課 電話:03-5744-1205: (「Ⅰ.3特定個人情報ファイル」欄の4. 収 納管理台帳ファイル、5. 滞納管理台帳 ファイル)	〒144-8621 大田区蒲田5-13-14 ・区民部 課税課 電話:03-5744-1193: (「Ⅰ.3特定個人情報ファイル」欄の1. 個人 住民税課税台帳ファイル、2. 軽自動車 管理台帳ファイル) ・区民部 納税課 電話:03-5744-1199: (「Ⅰ.3特定個人情報ファイル」欄の3. 収 納管理台帳ファイル、4. 滞納管理台帳 ファイル)	事後	その他の項目の変更で あり事前の提出・公表が義務付け られない。
	Ⅵ評価実施手順 2. 国民・住民等からの意見の 聴取 ①実施日・期間	【1回目】平成27年4月13日～平成27年5月12日 【2回目】平成30年2月1日～平成30年3月2日 まで 【3回目】令和3年10月4日～令和3年11月2日	【1回目】平成27年4月13日～平成27年5月12日 【2回目】平成30年2月1日～平成30年3月2日 まで 【3回目】令和3年10月4日～令和3年11月2日 【4回目】令和8年 月 日～令和8年 月 日	事後	その他の項目の変更で あり事前の提出・公表が義務付け られない。
	Ⅵ評価実施手順 3. 第三者点検 ①実施日	【1回目】一次点検:平成27年3月26日、二次点 検:平成27年5月18日 【2回目】二次点検:平成30年3月12日 【3回目】一次点検:令和3年9月3日、二次点 検:令和3年12月8日	【1回目】一次点検:平成27年3月26日、二次点 検:平成27年5月18日 【2回目】二次点検:平成30年3月12日 【3回目】一次点検:令和3年9月3日、二次点 検:令和3年12月8日 【4回目】一次点検:令和8年 月 日、二次 点検:令和8年 月 日	事後	その他の項目の変更で あり事前の提出・公表が義務付け られない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	別紙1_事務の概要(個人住民税)	① 1月1日に区内に住所を有する者を課税対象者として、課税対象者情報を準備する。 1月1日に区内に住所を有しない者のうち、区内に事業所等がある者について、課税対象者情報を準備する。 区内に住民票はないが、居住実態のある者について、課税対象者情報を準備する。 (地方税法第294条、第295条、第318条)	(1) 次の者を課税対象として、課税対象情報を準備する。(地方税法第294条、第295条、第318条) ・1月1日に大田区内に住所を有する者 ・1月1日に大田区内に住所を有しない者のうち、大田区内に事業所等がある者 ・大田区内に住民票はないが、居住実態のある者	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
	別紙1_事務の概要(個人住民税)	② 給与(年金)支払者より、給与(公的年金等)支払報告書を、紙またはデータにより受領する。 ③ 納税者より提出…(略) ④ 納税者より、特別区民税・都民税申告書を、紙またはデータにより受領する。 ④-1 ふるさと…(略) ⑤ 上記②～④-1の… ⑥ 委託先より、…(略) 個人住民税額の算定を行う。 ⑦ 通知書…(略) ⑧ 委託先…(略) ⑨ 給与および年金の特別徴収対象者へは、特別徴収義務者あてに特別徴収税額通知書を、紙またはデータにより送付する。	(2) 給与(年金)支払者より、給与(公的年金等)支払報告書を受領する。 (3) 納税者より提出…(略) (4) 納税者より、特別区民税・都民税申告書を受領する。 (5) ふるさと…(略) (6) 上記(2)～(5)の… (7) 委託先より、…(略) 個人住民税額の算定を行う。 (8) 通知書…(略) (9) 委託先…(略) (10) 給与及び年金の特別徴収対象者へは、特別徴収義務者あてに特別徴収税額通知書を送付する。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
	別紙1_事務の概要(個人住民税)	⑩ 普通徴収…(略) ⑪ 区民情報…(略) ⑫ 他市区町村在住の配偶者・被扶養者について、他市区町村に所得状況および扶養実態を照会し、扶養の要件を満たしているかの確認を情報提供ネットワークを利用して行う。	(11) 普通徴収…(略) (12) 区民情報…(略) (13) 他市区町村在住の配偶者・被扶養者について、扶養の要件を満たしているか確認するために情報提供ネットワークを利用して当該市区町村に所得状況及び扶養実態を照会する。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
	別紙1_事務の概要(個人住民税)	⑬ 納税者から…(略) ⑭ 生活保護…(略) ⑮ 減免の該当…(略) ⑯ 納税通知書に基づき収納する。 ⑰ 特別徴収税額通知書に基づき徴収する。 ⑱ 過誤納金…(略) ⑲ 法定納期…(略) ⑳ 納付状況…(略) ㉑ マイナポ…(略) ㉒ 申請管理…(略)	(14) 納税者から…(略) (15) 生活保護…(略) (16) 減免の該当…(略) (17) 特別徴収税額通知書に基づき徴収する。 (18) 納税通知書に基づき収納する。 (19) 過誤納金…(略) (20) 法定納期…(略) (21) 納付状況…(略) (22) マイナポ…(略) (23) 申請管理…(略)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
	別紙1_事務の概要(個人住民税)	(随時) ・国税庁…(略) ・住民また…(略) ・納税者か…(略) ・区内に…(略)…送付する。 ・受領した…(略)…回送する。 ・住民が…(略)	【随時】 (ア) 国税庁…(略) (イ) 国税庁(税務署)からの照会依頼等に対して回答する。また、大田区から国税庁(税務署)へ照会依頼等を行い、回答を受領する。 (ウ) 住民また…(略) (エ) 納税者か…(略) (オ) 大田区内に…(略)…送付する。なお、他市区町村が大田区内に住民登録のある者に対して課税した時はみなし課税通知を受領する。(地方税法第294条第3項) (カ) 受領した…(略)…回送する。なお、他市区町村が受領した情報のうち、1月1日現在の居住地が大田区だった場合は資料を受領する。 (キ) 住民が…(略) (ク) 住民登録のない情報については、住民基本台帳ネットワークシステムを経由して照会する。 (ケ) 他市区町村と賦課・徴収に必要な情報照会及び回答を行う。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
	別紙1_事務の概要(個人住民税)	項目追加	(コ) 法務省に市区町村民税に係る納税情報を、情報提供ネットワークシステムを通じて情報提供を行う。 (サ) 市区町村と滞納情報の照会及び回答を行う。 (シ) 国税庁と滞納情報の照会及び回答を行う。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	別紙2-1「事務の概要(軽自動車税)」	① (略)…第463条の16) ② 納税者の軽自動車等の登録・抹消情報を受領する。(地方税法第463条の19) 原動機… 納税者… 譲渡や… 軽自動車(三輪・四輪)・二輪の小型自動車については、軽自動車検査協会及び運輸支局の窓口にて收受した軽自動車税(環境性能割・種別割)申告書(報告書)を、全国自動車協会連合会で内容を点検後、配達記録が残る郵送方法と、二輪以上の軽自動車の…(略)…。 軽自動車税(環境性能割・種別割)申告書(報告書)の内容は、新規登録(購入・譲渡・転入など)、廃車(廃棄・譲渡・転出・盗難・紛失など)、変更(名義・住所・氏名・定置場・車両番号など)などで、原動機付自転車・小型特殊自動車などと同様である。	(1) (略)…第449条) (2) 納税者の軽自動車等の登録・抹消情報を受領する。(地方税法第452条) ① 原動機… ② 納税者… ③ 譲渡や… ④ 軽自動車(三輪・四輪)については軽自動車検査協会の窓口、二輪の小型自動車については運輸支局の窓口にて收受した軽自動車税申告書(報告書)を、全国自動車協会連合会で内容を点検後、配達記録が残る郵送で入手する。また、二輪以上の軽自動車の…(略)…。 なお、軽自動車税申告書(報告書)の内容は、新規登録(購入・譲渡・転入など)、廃車(廃棄・譲渡・転出・盗難・紛失など)、変更(名義・住所・氏名・定置場・車両番号など)などで、原動機付自転車・小型特殊自動車などと同様である。 ⑤ 納税通知書(税額決定通知書)について、電子での受け取り希望をする納税義務者からの電子送付希望申請等をLGWAN経由で受領する。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
	別紙2-1「事務の概要(軽自動車税)」	③ 賦課決…(略) ④ 委託先よ…(略) ⑤ 納税者に対し、納税通知書(税額決定通知書)を送付する。納税通知書が宛先不明で返戻された場合は、住民基本台帳ネットワークシステムにて行う(②)。 ⑥ 納税者から減免申請書を受領する。(地方税法第463条の23、…(略)) ⑦ 減免の該当となるか、…(略) ⑧ 減免の該当となる場合、…(略) ⑨ 税額決定通知書に基づき収納する。(地方税法第463条の18) ⑩ 軽自動…(略) ⑪ 過誤納…(略) ⑫ 法定納…(略) ⑬ 納付状…(略) ⑭ 申請に基づき軽自動車税(種別割)納税証明書を送付する。また、口座振替及びクレジット収納等の対象者に対し車検用の軽自動車税(種別割)納税証明書を送付する。(道路運送車両法第97条の2)(随時) ⑮ 車検時における、軽自動車検査協会及び運輸支局からの軽自動車税(種別割)の納付状況確認に応じるため、地方税共同機構に納付状況の提供をする。(道路運送車両法第97条の2)(随時)	(3) 賦課決…(略) (4) 委託先よ…(略) (5) 納税者に対し、納税通知書(税額決定通知書)を送付する。納税通知書が宛先不明で返戻された場合は、住民基本台帳ネットワークシステムにて住所確認を行う。 (6) 納税者から減免申請書を受領する。(地方税法第456条、…(略)) (7) 減免の該当となるか、…(略) (8) 減免の該当となる場合、…(略) (9) 税額決定通知書に基づき収納する。(地方税法第451条) (10) 軽自動…(略) (11) 過誤納…(略) (12) 法定納…(略) (13) 納付状…(略) (14) 申請に基づき軽自動車税納税証明書を交付する。(道路運送車両法第97条の2)(随時) (15) 車検時における、軽自動車検査協会及び運輸支局からの軽自動車税の納付状況確認に応じるため、地方税共同機構に納付状況の提供をする。(道路運送車両法第97条の2)(随時)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
	別紙2-1「事務の概要(軽自動車税)」	・警察や…(略)	【随時】 (ア) 警察や…(略) (イ) 原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者が他の市区町村に転出した場合等において、転入先の市区町村から当該申告内容を受領する。また、反対に他の市区町村から大田区に転入した場合等においては、転出先の市区町村に当該申告内容を送付する。 (ウ) 二輪の小型自動車、二輪の軽自動車の所有者等に変更が生じた場合、軽自動車検査協会もしくは運輸支局内の各関係団体において所有者が申告を行った内容について、所有者本人から直接もしくは当該関係団体を經由して申告書を受領する。受領した申告書の内容が他自治体における賦課に関わるものである場合は、当該申告書の副本(控え)を他自治体へ回送する。 (エ) 法務省に市区町村民税に係る納税情報を、情報提供ネットワークシステムを通じて情報提供を行う。 (オ) 市区町村と滞納情報の照会及び回答を行う。 (カ) 国税庁と滞納情報の照会及び回答を行う。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
	別紙4「Ⅱ. 5提供先追加一覧」 提供先23	追加	出入国管理及び難民認定法による在留資格に係る許可に関する事務の追加	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
	別紙4「Ⅱ. 5提供先追加一覧」 提供先46 ②提供先における用途	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって情報連携主務省令で定めるもの	児童手当法による児童手当又は旧特例給付の支給に関する事務であって情報連携主務省令で定めるもの	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
	別紙4「Ⅱ. 5提供先追加一覧」 提供先48	追加	雇用保険法による育児休業等給付の支給に関する事務の追加	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
	別紙4「Ⅱ. 5提供先追加一覧」 提供先64 ②提供先における用途	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって情報連携主務省令で定めるもの	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付、子育てのための施設等利用給付若しくは乳児等のための支援給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって情報連携主務省令で定めるもの	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	別紙4「Ⅱ. 5提供先追加一覧」 提供先79	追加	高校生等・新修学支援金の支給に関する事務 の追加	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
	別紙4「Ⅱ. 5提供先追加一覧」 提供先80	追加	高校生等・新修学支援金の支給に関する事務 の追加	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。